

特定機能病院制度の概要

参考資料2

趣 旨

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、平成4年の医療法改正で創設（厚生労働大臣が個別に承認）。

※承認を受けている病院（平成26年6月4日現在）... 86病院（大学病院本院80病院）

役 割

- 高度の医療の提供
- 高度の医療技術の開発・評価
- 高度の医療に関する研修

承認要件

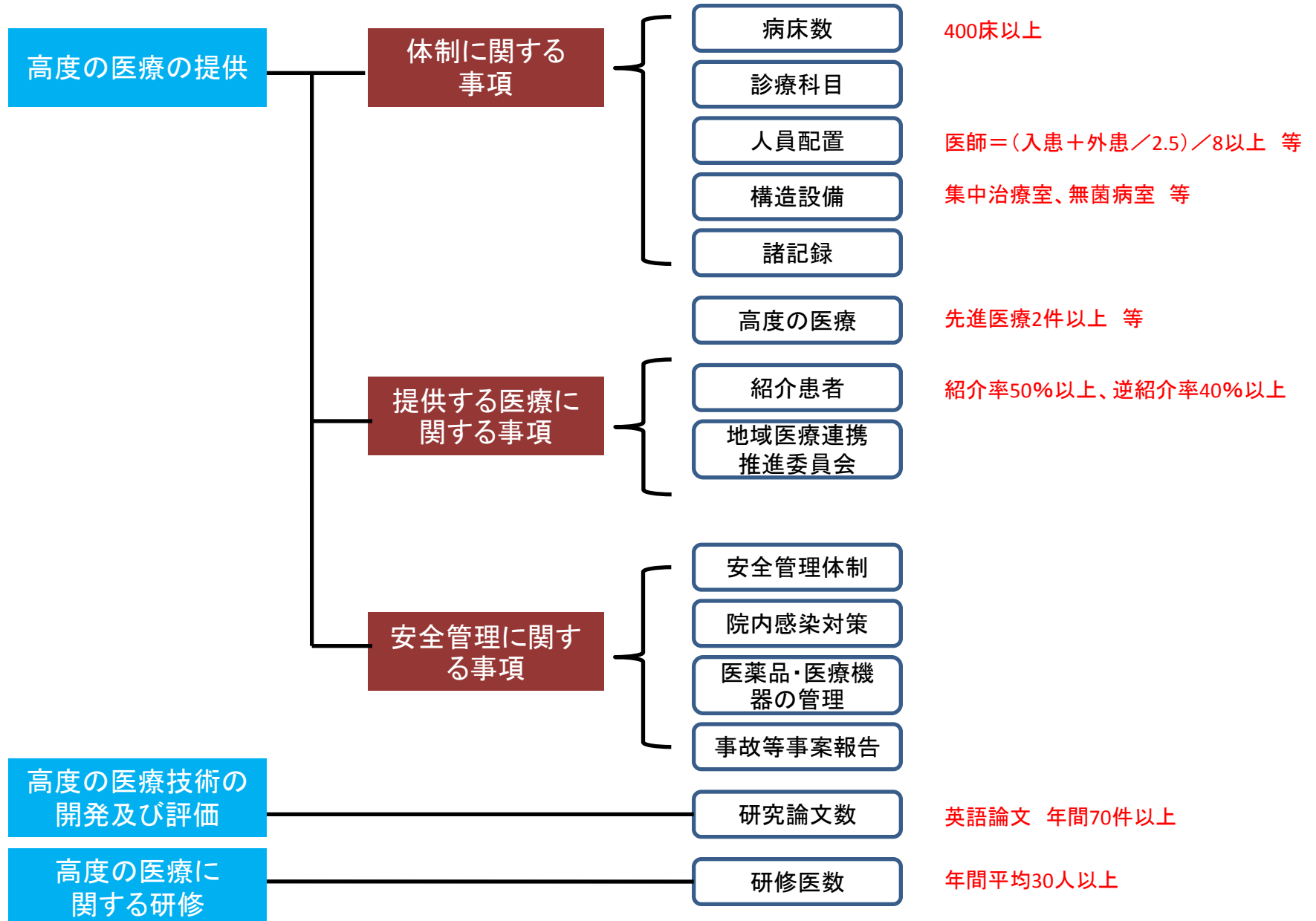
- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること
（紹介率50%以上、逆紹介率40%以上の維持）
- 病床数・・・400床以上の病床を有することが必要
- 人員配置
 - ・ 医 師・・・通常の病院の2倍程度の配置が最低基準
 - ・ 薬剤師・・・入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
 - ・ 看護師等・・・入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）

[外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]

 - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備・・・集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要 等

※ がん等の個別領域について高度かつ専門的な医療を提供する病院については、紹介率等についてより高い水準の承認要件を設定。

特定機能病院の承認要件（概要）



特定機能病院の人員・施設基準等に関する要件の具体例 ①

項目	内容
病床数	○400床以上
診療科目	○次の診療科名(標榜診療科)を含むこと。 ・内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科(産科及び婦人科でもよい)、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、脳神経外科、整形外科、歯科、麻酔科、救急科
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 : (入院患者数+外来患者数/2.5)/8以上 ○歯科医師 : 入院患者数/8以上+外来患者について病院の実状に応じて必要と認められる数(最低1名) ○薬剤師 : 入院患者数/30以上、かつ、調剤数/80を標準 ○看護師・准看護師: 入院患者数/2+外来患者数/30 以上 ・産婦人科又は産科においては、そのうちの適当数を助産師とすること。 ・歯科関連科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 ○管理栄養士 : 1人以上 ○診療放射線技師等: 病院の実状に応じた適当数 ○専門医師数: 医師配置基準数の半数以上
構造設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○集中治療室は、集中治療管理を行うにふさわしい広さを有し、人工呼吸装置その他の集中治療に必要な機器を備えていること。 ○無菌状態の維持された病室及び医薬品情報管理室を有すること。 <p>※細菌が非常に少ない環境で診療を行うことができる病室であること。医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えていること。</p>

* ※は通知にて規程

特定機能病院の人員・施設基準等に関する要件の具体例 ②

項目	内容
高度の医療	<ul style="list-style-type: none"> ○特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療の提供を行うこと。 ・先進医療の数が2件以上、又は、先進医療の数が1件で、特定疾患治療研究事業に係る診療を年間500人以上の患者に対して行っていること。 ○臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。
高度の医療技術の開発及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ○特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療に係る技術の研究及び開発を行うこと。 ・病院に所属する医師等の行う研究が、国、地方公共団体、特例民法法人、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人から補助金の交付又は委託を受けたものであること。 ・病院に所属する医師等が発表した英語論文の数が年間70件以上であること。 ○医療技術の有効性及び安全性を適切に評価すること。
高度の医療に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ○高度の医療に関する臨床研修を適切に行わせること。 ・医師法及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施すること。 ・当該研修を受ける医師及び歯科医師の数が、年間平均30人以上であること。 ・標榜を求める診療科について、研修統括者を配置すること。

* これらの他、諸記録、紹介患者、救急医療、安全管理、医薬品・医療機器の管理等の要件が定められている。